

**障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく
指定障害福祉サービスの共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所事業所
グループホームにじいろ運営規程**

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人宗像福祉会が設置する、グループホームにじいろ(以下「事業所」という。)を主たる事業所として実施する指定障害福祉サービス事業の共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所の適正な運営を確保するため に必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立った適切な共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所が実施する事業は、利用者が地域において共同して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の身体及び精神の状況並びにその置かれている環境に応じて、共同生活住居(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五条第十項及び第十六項に規定する共同生活を営むべき住居をいう。以下同じ。)において、共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所においては入浴、排せつ又は食事等の介護、相談その他の日常生活上の援助を適切かつ効果的に行うものとする。

2 共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所の実施に当たっては、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市町村、他の障害福祉サービス事業を行う者その他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。

3 前二項のほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)及び「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準に関する省令」(平成18年厚生労働省令第171号。以下「基準」という。)及び「福岡県障害福祉サービス事業等の人員、設備及び運営の基準等に関する条例」(福岡県条例第五十七号)に定める内容のほか関係法令等を遵守し事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

(1)名称 「グループホームにじいろ」

所在地 福岡県宗像市田久一丁目6番13号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤兼務)

管理者は、従業者及び業務の管理その他の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所の実施に関し、事業所の従業者に対し遵守させるため必要な指揮命令を行う。

(2)世話人 6名(非常勤専従5名、常勤兼務1名)

世話人は、食事の提供や生活上の相談等、日常生活を適切に援助する。

(3) 生活支援員 7名(常勤専従2名、非常勤専従5名)

生活支援員は、利用者の心身の状況に応じ、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう、適切な技術をもって介護等を行う。

(4) サービス管理責任者 1名(常勤兼務)

サービス管理責任者は、共同生活介護計画の作成に関する業務のほか、共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所においては基準第210条に定める業務を行う。

(入居定員)

第5条 事業所における、各共同生活住居の利用定員は次のとおりとする。

グループホームにじいろ 利用者10名 短期入所2名

(共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所を提供する主たる対象者は次のとおりとする。

- (1) 身体障害者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者

(共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所の内容)

第7条 事業所で行う共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所の内容は、次の(1)から(7)のとおりとする。

- (1) 介護:入浴、排せつ及び食事等の介護
- (2) 利用者に対する相談
- (3) 食事の提供
- (4) 健康管理・金銭管理の援助
- (5) 余暇活動の支援
- (6) 職場等との連絡調整
- (7) 財産管理等の日常生活に必要な援助

(利用者から受領する費用の額等)

第8条 指定共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所を提供した場合の利用者負担額は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の1割とする。

ただし、利用者負担額の月額については、障害者総合支援法第29条第4項の定めによるものとする。

2 法定代理受領を行わない場合は、厚生労働大臣が定める基準により算定した額の全額を利用者から受領する。

3 次に定める費用については、1ヵ月毎に精算し翌月の10日迄にご請求をご送付いたしますので、翌月25日までに以下のいずれかの方法でお支払い下さい。

ただし、月毎の精算時残金が生じたときは、その残金を返還するものとする。

ア. 本事業所窓口での現金支払

イ. 金融機関口座からの自動引き落とし

ご利用できない金融機関は特にございません。

- (1) 家賃 月額 35,000円 ※短期入所の場合 料金徴収はありません
- (2) 光熱水費 月額 10,000円 ※短期入所の場合 日額 150円
- (3) 食材料費 月額概算 21,400円 低所得者 日額(朝200円、昼250円、夕250円)
一般 日額(朝300円、昼500円、夕500円)
- (4) 日用品費(共用分)月額 2000円 ※短期入所の場合 料金徴収はありません
- (5) 日用品等日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの 実費
- 4 第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者に対し、当該サービスの内容及び費用について書面によって説明を行い、利用者の同意を得るものとする。
- 5 第3項の費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を利用者に対し交付するものとする。

(入居に当たっての留意事項)

第9条 利用者は、入居に当たっては、次に規定する内容に留意すること。

- (1) 火気、劇薬及び危険物等の持ち込みはできません。
- (2) 布教活動及び政治活動はできません。
- (3) 他人への暴言、暴力行為は禁止します。
- (4) 物品の宣伝、販売等の営利行為はできません。
- (5) 施設から外出する時は必ず職員に申し出てください。
- (6) その他、管理者が不都合と思われる行為があった場合は禁止する事があります。

(利用者負担額等に係る管理)

第10条 事業所は、利用者が同一の月指定障害福祉サービスを受けたときは、当該利用者が当該同一の月に受けた指定障害福祉サービスの額から法第二十九条第三項の規定により算定された介護給付費又は訓練等給付費の額を控除した額の合計額(以下「利用者負担額等合計額」という。)を算定しなければならない。この場合において、利用者負担額等合計額が負担上限月額(障害者総合支援法施行令(平成18年政令第10号)第17条第1項に規定する負担上限月額をいう。以下同じ。)を超えるときは、事業者は、当該指定障害福祉サービスの状況を確認の上、利用者負担額等合計額を市町村に報告するとともに、利用者に通知するものとする。

(緊急時等の対応)

第11条 現に共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所の提供を行っているときに、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに事業者が定める協力医療機関又は利用者の主治医への連絡を行う等の必要な措置を講ずると共に、管理者に報告するものとする。

2 協力医療機関又は主治医への連絡等が困難な場合には、他の医療機関への連絡を行う

等の必要な措置を講ずるものとする。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所の提供により事故が発生した場合は、都道府県知事及び市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 3 事業者は、利用者に対する共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第13条 事業所は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連絡体制を整備し、それらを定期的に職員に周知するものとする。

- 2 事業所は、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第14条 共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所の提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為(以下「身体的拘束等」という。)を行わないこととする。

- 2 やむを得ず前項の身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由など必要な事項を記録するものとする。

(苦情解決)

第15条 事業所は、その提供した共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所に関する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等苦情解決体制を整備し、制度の概要及び第三者委員への直接の連絡先を利用者及びその家族に対し周知徹底するものとする。

- 2 事業者は、前項の苦情を受付けた場合には、当該苦情の内容等を記録するものとする。

(人権の擁護及び虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、次の措置を講ずるものとする。

- (1) 人権の擁護、虐待の防止等に関する責任者の選定及び必要な体制の整備
- (2) 成年後見制度の利用支援
- (3) 苦情解決体制の整備
- (4) 虐待の防止を啓発・普及するための従業員に対する研修の実施
- (5) その他、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため必要な措置

- 2 職員は、利用者に対し、以下のような身体的苦痛を与え、人格を辱める等を行ってはなら

ない。

- (1) 殴る、蹴る等直接利用者の身体に侵害を与える行為。
- (2) 合理的な範囲を超えて長時間一定の姿勢をとるよう求める行為及び適切な休憩時間を与えずに長時間作業を継続させる行為。
- (3) 廊下に出したり、小部屋に閉じ込めるなどして叱ること。
- (4) 強引に引きずるようにして連れて行く行為。
- (5) 食事を与えないこと。
- (6) 利用者の年齢及び健康状態からみて必要と考えられる睡眠時間を与えないこと。
- (7) 乱暴な言葉使いや利用者をけなす言葉を使って、心理的苦痛を与えること。
- (8) 事業所を退所させる旨脅かす等言葉による精神的苦痛を与えること。
- (9) 性的な嫌がらせをすること。
- (10) 当該利用者を無視すること。
- (11) 利用者の言語表現及び行動特徴等を模倣して辱めること。

(揭示)

第17条 事業者は、共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所事業所の見やすい場所に、運営規定の概要、従業員の勤務の体制、協力医療機関、事業の主たる対象とする障害の種類その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第18条 事業所は、従業員の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後1カ月以内

(2) 継続研修 年4回

- 2 従業員は、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するものとする。
- 3 従業員であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持するため、従業員でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業員との雇用契約の内容とする。
- 4 事業所は他の指定障害福祉サービス事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際は、あらかじめ書により当該利用者の同意を得るものとする。
- 5 事業所は、従業員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
- 6 事業所は、利用者に対する共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所の提供に関する諸記録を整備し、当該共同生活援助(日中サービス支援型)・短期入所を提供した日から5年間保存するものとする。
- 7 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は宗像福祉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年1月1日から施行する。

この規程は、平成26年4月1日から施行する。

この規程は、平成29年10月1日から施行する。

この規程は、平成31年1月1日から施行する。

この規程は、令和 2年4月1日から施行する。

この規程は、令和 2年9月1日から施行する。